

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第八条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 国外送金等に係る告知書及び調書の提出等(第三条・第四条)
第三章 国外財産に係る調書の提出等(第五条・第六条)
第四章 雑則(第七条・第八条)
第五章 罰則(第九条―十一条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 省略

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 六 省略

七 国外財産 国外にある財産をいう。

八 修正申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

九 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十一 決定 国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

第二章 国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 省略

(目的)

第一条 同上

(定義)

第二条 同上

一 六 同上

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 同上

24 省略

(国外送金等調書の提出)

第四条 省略

25 省略

第三章 国外財産に係る調書の提出等

(国外財産調書の提出)

第五条 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。)は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という。)を、その年の翌年の三月十五日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第四十二号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一 その年分の所得税の納税義務がある者 その者の所得税の納税地

二 前号に掲げる者以外の者 その者の住所地(国内に住所がないときは、居所地)

2 前項の規定の適用がある場合における国外財産に係る所得税法第二百三十二条第一項に規定する明細書に記載すべき事項については、同項の規定にかかわらず、当該明細書への記載を要しないものとする。

3 前項に定めるもののほか、国外財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(過少申告加算税又は無申告加算税の特例)

第六条 国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものに対する所得税(以下この条において「国外財産に係る所得税」という。)又は国外財産に対する相続税に関し修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定(以下この条において「修正申告等」という。)があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、提出期限(前条第一項の提出期限をいう

24 同上

(国外送金等調書の提出)

第四条 同上

25 同上

。以下この条において同じ。）内に税務署長に提出された国外財産調査に当該修正申告等の基因となる国外財産についての同項の規定による記載があるときは、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる国外財産に係るもの以外のもの又は隠蔽し、若しくは仮装されたもの（以下この項において「国外財産に係るもの以外の事実等」という。）があるときは、当該国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。次項において同じ。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

2) 国外財産に係る所得税に關し修正申告等（死亡した者に係るものを除く。）があり、国税通則法第六十五条又は第六十六条の規定の適用がある場合において、前条第一項の規定により税務署長に提出すべき国外財産調査について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に税務署長に提出された国外財産調査に記載すべき当該修正申告等の基因となる国外財産についての記載がないとき（国外財産調査に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められるときを含む。）は、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、当該過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3) 前二項の国外財産調査は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める国外財産調査とする。

- 一 前二項の修正申告等が所得税に關するものである場合、その修正申告書、期限後申告書、更正又は決定に係る年分に係る国外財産調査（当該年分のその年の中途において当該修正申告等の基因となる国外財産を有しないこととなった場合における当該国外財産にあつては、その年に提出すべき国外財産調査）
- 二 第一項の修正申告等が相続税に關するものである場合、次に掲げる国外財産調査のいずれか

イ 当該相続税に係る相続の開始の日の属する年（以下この号において「相続開始年」という。）に被相続人（遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。ロにおいて同じ。）をした者を含む。イにおいて同じ。）が提出すべきであつた国外財産調査（相続開始年において提出期限までの間

に被相続人が提出すべきであった国外財産調書を提出しないで死亡した場合にあっては、被相続人が相続開始年の前年に提出すべきであった国外財産調書（書）

ロ 相続開始年の翌年に相続人（遺贈により財産を取得した者を含む。）が提出すべき国外財産調書

4 前条第一項の規定により提出すべき国外財産調書が提出期限後に提出され、かつ、修正申告等があった場合において、当該国外財産調書の提出が、当該国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査があったことにより当該国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、第一項又は第二項の規定を適用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定及び国税通則法第六十八條の規定の適用がある場合の過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額の計算の基礎となるべき税額の計算その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（当該職員の問題検査権等）

第七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者（当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。）に質問し、その者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九条第四号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外財産調書を提出する義務がある者（当該国外財産調書を提出する義務があると認められる者を含む。）に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む

（当該職員の問題検査権等）

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者（当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。）に質問し、その者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条第四号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

（ ）の提示若しくは提出を求めることができる。

3| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書又は国外財産調書の提出に関する調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

4| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5| 第一項から第三項までの規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6| 前項に定めるもののほか、第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第八条 省略

第五章 罰則

(罰則)

第九条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 省略

三 第七条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第七条第一項又は第二項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第十条 国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2| 正当な理由がなく国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査については必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5| 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第六条 同上

第六章 罰則

(罰則)

第七条 同上

一・二 同上

三 第五条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第十一條 法人（人格のない社団等（法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科する。

2 省略

第八條 法人（人格のない社団等（法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

2 同上